



©2014 大阪府もずやん

令和3年6月1日から 食品等事業者の 営業届出制度が始まりました！

営業許可が必要な32業種以外の営業を行う場合は、あらかじめ届出が必要になります。

営業届出の対象となる業種一覧

食品営業届出制度
について詳しくはこちら



区分	業種	区分	業種	区分
旧許可業種から届出業種へ移行した営業	1 魚介類販売業 (包装品のみの販売)	販売業	21 百貨店、総合スーパー	製造加工業
	2 食肉販売業 (包装品のみの販売)		22 自動販売機による販売業 (自動洗浄・屋内設置で5のコップ式自動販売機を除く)	
	3 乳類販売業		23 その他の食料・飲料販売業	
	4 冰雪販売業		24 添加物製造・加工業 (許可対象を除く)	
	5 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)		25 いわゆる健康食品の製造・加工業	
販売業	6 弁当販売業	製造加工業	26 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く)	その他
	7 野菜果物販売業		27 農産保存食料品製造・加工業	
	8 米穀類販売業		28 調味料製造・加工業	
	9 通信販売・訪問販売による販売業		29 糖類製造・加工業	
	10 コンビニエンスストア		精穀・製粉業	

上記の29業種のうち、次の場合は届出不要です。

*** 病院等の委託給食は営業許可が必要です**

1) 「**公衆衛生に与える影響が少ない営業**」

- ① 食品又は添加物の輸入をする営業
- ② 食品又は添加物を貯蔵又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く）
- ③ 容器入りや包装済の食品や添加物のうち、冷凍や冷蔵をせずに長期保存しても品質が劣化しないものの販売業
(賞味期限が表示された常温保存可能な包装済食品（スナック菓子、カップラーメンなど）の販売業)
※米、野菜等の生鮮品は届出が必要です。
- ④ 合成樹脂製以外の器具又は容器包装を製造する営業
- ⑤ 器具又は容器包装の輸入又は販売をする営業

2) **農水産物の生産者による採取業の範疇で行われる行為**（例：自ら生産した青果物の販売や洗浄、漁獲した魚の天日干し）

営業届出の方法（手数料は無料です）

食品衛生等申請システム



下記1か2の方法で届け出てください。

1 「食品衛生申請等システム」による電子申請（右の二次元コード参照）

パソコンからのアクセスをお勧めしています。スマートフォンの場合は、下記のとおり画面表示を変更してください。

- iPhone (Safari) の場合
画面上の「AA」あるいは「ああ」ボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。
- Android (Chrome) の場合
Chrome から目的のページを開き、右上にある「⋮」ボタンをタップし、「PC版サイト」をタップするとPC用ページが表示されます。

2 営業施設を所管する保健所（裏面 問合せ先一覧参照）に届出書類を提出

届出書の様式は、大阪府ホームページ「ピピッとネット 食品営業許可関係」をご覧ください。

届出の内容：届出者の氏名、施設の所在地・屋号、営業の形態、食品衛生責任者の氏名等

届出対象の営業者に義務付けられる事項

1. 食品衛生責任者の設置

営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、食品衛生責任者を設置することが必要となります。

<食品衛生責任者になるための資格要件（下記1～3のいずれかの資格が必要です）>

- 1 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 2 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者、と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者
- 3 食品衛生責任者養成講習会の修了者

※食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

受講を希望される方は、（公社）大阪食品衛生協会 ホームページをご覧ください。

電話：06-6227-5390（平日9：30～15：30）までお問合せください。

大阪食品衛生協会HP



2. HACCPに沿った衛生管理の実施

法改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されました。

HACCPに沿った衛生管理には、

【①HACCPに基づく衛生管理】と【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】があり、多くの事業者が②の対象となります。

【②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の内容】

業界団体が作成した手引書（※）に基づき、衛生管理計画を作成し、

従業員に周知徹底を図ったうえで、日々の衛生管理の実施状況を記録し、保存します。

そして、衛生管理計画の効果を定期的に検証し、必要に応じて内容を見直します。

（※手引書は、厚生労働省ホームページをご覧ください。右の二次元コード又は「厚生労働省 HACCP 手引書」で検索）

厚生労働省HP「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」



問合せ先一覧

保健所名称	所在地	電話	所管区域
池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-620-6706	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	守口市京阪本通2-5-5 (守口市庁舎8階)	06-6993-3134	守口市、門真市
四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-4480	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-952-6165	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2682	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1382	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-5683	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-464-9688	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町